

## 1 貴金属等の買取りサービスに御注意ください！！

—いったん業者の手に渡ると取り戻せません—

最近、貴金属等の買取り業者が、消費者の自宅を訪問し、金やプラチナ等の貴金属を使ったアクセサリーや和服等を買取るというサービスに関し、「不意に来訪した業者から買取りを勧誘され、冷静に判断できないまま契約してしまった。」「怖いと言われるまま自宅にあった貴金属等を業者に渡してしまった。」という相談が寄せられています。こうした手口による被害の拡大を防止するため、事例及び対処法を以下にまとめました。

### 事 例

不要な貴金属はないかと業者が訪問してきた。「出せ」「出せ」とせかされ、母の形見の指輪等を見せてしまった。業者は重さを量ってはいたが、何の説明もなく、あっという間に約1万円を渡されて、領収書に氏名と住所を書かされた後、指輪を持ち帰ってしまった。よく考えると安すぎると思ったが、書面等は何も残っておらず、業者の名前も分からないので連絡が取れない。

### 対処法

- ・ **買い取ってもらおうつもりがないなら、毅然と断ること。**  
いったん業者に引き渡された物品を取り戻すのは極めて困難であるため、慎重に検討すること。訪問した業者に退去するように言っても居座ったり、物品を出せと強く迫るなど、怖い思いをしたときは、警察を呼ぶこと。
- ・ **相手がどのような業者なのかを確認すること。**  
一度使用された貴金属や和服等を買取るサービスを行う業者（古物商）は古物営業法の規制を受け、必ず「古物商許可証」又は「古物行商従業者証」を携帯しなければならないとされていることから、契約前に古物商許可証等の提示を求め、業者の住所、電話番号等を確認し書き留めておくこと。
- ・ **トラブルに遭ったら、すぐに市民総合相談課（電話256-0800）に相談すること。**  
契約してそれほど時間がたっておらず、業者が物品を自ら保管している場合、物品を取り戻せる可能性があるため、すぐに市民総合相談課に相談すること。

## 2 注意喚起

### ～回転ハンガーの安全性について～

少しのスペースで多くの洋服を収納できるという回転ハンガーが、テレビショッピング等で販売されています。その多くは組立式で、上部のリング状若しくはハンガー状のハンガー部分に衣類を掛け、キャスター等が付いた支柱を回転させて衣類の収納及び取出しを行う構造になっています。この回転ハンガーの品質等に関する相談が寄せられています。以下の情報と注意点を参考にいただき、安全に使いましょう。

**情報1 和室で使用していたら、回転ハンガーが倒れ、足や腰に打撲を負った。**

<注意点> 耐荷重相当の衣類を掛けた状態で移動すると、キャスターが方向転換せずに転倒する場合があります。キャスターが滑らかに動いているか、全体が傾いていないかなどに注意しましょう。

**情報2 約70着掛けられる回転ハンガーを購入したが、服を掛けると回転ハンガーが倒れ、ふすまが破れた。**

<注意点> 一箇所に偏って衣類を掛けた場合、少ない着数でも転倒しやすい場合があります。衣類は全体的にバランスよく掛けましょう。

詳しい情報については、国民生活センターのホームページを御覧ください。

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20101221\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20101221_1.html)

### 3 市民総合相談課からのお知らせ

京都市では、2月に、以下のとおり、フォーラムや学習会を開催しますので、お知らせします。

#### 市民フォーラム「消費生活における容器包装の3Rの推進に向けて～市民、事業者、行政でつなぐエコ活動～」

- 1 開催日時 平成23年2月3日（木） 午後2時～午後4時30分
- 2 開催場所 同志社大学 寒梅館（上京区烏丸通今出川上る西側）
- 3 テーマ 「消費生活における容器包装の3Rの推進に向けて～市民、事業者、行政でつなぐエコ活動～」
- 4 内容 ○第一部 基調講演「消費生活における容器包装をめぐる諸課題」  
○第二部 パネルディスカッション 「どうすれば減らせるプラスチック製容器包装」
- 5 定員等 60名（先着順）  
参加希望者は、1月31日（月）までに、郵便番号、住所、氏名及び電話番号を申込先まで御連絡ください。
- 6 参加費 無料

#### 消費者問題学習会「サイバー犯罪の落とし穴～忍び寄るIT被害の実情と予防策～」

- 1 開催日時 平成23年2月11日（金・祝日） 午後1時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 京都市市民総合相談課 研修室  
（中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階 市民生活センター）
- 3 テーマ 「サイバー犯罪の落とし穴～忍び寄るIT被害の実情と予防策～」
- 4 定員等 50名（先着順）  
参加希望者は、1月31日（月）までに、郵便番号、住所、氏名及び電話番号を申込先まで御連絡ください。
- 5 参加費 無料

上記、いずれも京都いつでもコールにお申し込みください。

京都いつでもコール（京都市市政情報総合案内コールセンター）  
午前8時～午後9時（年中無休）

TEL 075-661-3755 FAX 075-661-5855

パソコン <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html>

携帯電話 <http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc/>

消費生活に関する困りごとがあれば気軽に御相談ください。

京都市市民総合相談課 ☎256-0800（消費生活相談専用）

☎256-3160（多重債務相談専用）

消費生活相談受付時間 月～金（祝休日除く。）午前9時～正午

午後1時～午後4時

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F（市民生活センター）

地下鉄「烏丸御池」駅下車、「3-1、3-2番出口」から地上へ出てすぐ

駐車場等はありません。市バス・地下鉄などの公共交通機関を御利用ください。

[http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0\\_1.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html) を御覧ください。

\* 土、日、祝休日の消費生活相談

☎257-9002 午前10時～午後4時

